

老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の特例（包括承認事項）

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等（※1）の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) 社会福祉法人が行う老人福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。
- (3) 経過年数が10年以上の老人福祉施設等の補助施設等の転用について、地方公共団体以外の者が行う場合（承認基準別表に掲げる事業への転用に限る。）
- (4) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、厚生労働省承認基準第3の3（2）の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合
 - ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）について
 - ① ハード交付金（先進的事業支援特例交付金のうち施設内保育施設整備事業

及び緊急ショートステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合

- ② ハード交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業所を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に転用する場合
- ③ ハード交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を夜間対応型訪問介護事業所に転用する場合
- ④ ハード交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護事業所を複合型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業を含む組み合わせのものに限る。以下⑤において同じ。）に転用する場合
- ⑤ ハード交付金の交付を受けて整備した複合型サービス事業所を小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合

(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「ソフト交付金」という。）について

- ① ソフト交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合
- ② ソフト交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等を夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合

(7) 保健衛生施設等施設整備費国庫補助金の補助を受けて整備した訪問看護ステーションを定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び複合型サービス事業所（訪問看護事業を含む組み合わせのものに限る。）に転用する場合

(8) 地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業）（先進的事業整備計画に基づき整備した施設内保育施設整備事業及び緊急ショートステイ整備事業に限る。）の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合

※1 補助施設等

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金並びに保健衛生施設等施設整備費及び保健衛生施設等設備整備費国庫補助金の補助事業により取得した老人福祉施設等（特別養護老人ホーム、養護老

人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、認知症高齢者グループホーム、在宅複合型施設、老人保健施設等）並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により取得した施設等

(9) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等の一部の転用（※2）であって、次の条件をいずれも満たす場合

ア 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等に限る。）であること。

イ 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。

※2 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

2 社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分

社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けて取得した老人福祉施設等の財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、当該承認基準の特例を準用するものとする。

ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生（支）局長に委任されていないので留意すること。

3 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等の一部の転用（※3）であって、次の条件をいずれも満たす場合については、厚生労働省承認基準第3の2の（1）に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の（3）に規定する再処分に関する条件が付されるものとする。

ア 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等に限る。）であること。

イ 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していること。

※3 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

- ・ 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）
- ・ 婦人保護施設
- ・ 児童相談所
- ・ 婦人相談所
- ・ 保育所（分園を含む）
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設
- ・ 母子・父子福祉施設
- ・ 母子健康センター
- ・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- ・ 病児保育事業所
- ・ 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）
- ・ 社会事業授産施設
- ・ 地域福祉センター
- ・ 隣保館
- ・ 生活館
- ・ ホームレス自立支援センター
- ・ へき地保健福祉館
- ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・ 障害者支援施設
- ・ 身体障害者社会参加支援施設
- ・ 児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

- ・相談支援を行う事業所（障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの）
- ・移動支援を行う事業所（障害者総合支援法に規定するもの）
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・応急仮設施設
- ・地域移行支援型ホーム
- ・障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・小規模な介護老人保健施設
- ・小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ
- ・介護関連施設等における施設内保育施設